

一般質問

ここが聞きたい!

町政を問う

議長



一般質問は、町の行政全般にわたって理事者の施政を問うことができる基本的な権利です。紙面の都合上すべてを載せることはできませんので、一部を掲載します。

※質問及び答弁の詳細については、会議録をご覧ください。なお会議録は、6月上旬に町施設のサービスカウンターに配置し、広陵町ホームページに掲載する予定です。



松浦敏信 議員

町有財産について (宅相地内 廟谷池)

問 ①宅地造成規制区域の内容説明について

②町有財産の売却について  
③売却方法は公募して入札すべきでは。

④宅相地内の廟谷池について、売却予定をしているならば地元宅相区に町が相談すべきではないか。

平岡町長

①宅地造成規制区域は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい土地の区域を宅地造成等規制法により、関係市町村長の意見を聞いて、都道府県知事が指定した区域として定められております。本町は馬見丘陵がこの区域です。

②町有財産の土地売却につきましては、面積が1件につき5,000平方メートル以上のものに限りて議会の議決に付すべきものと条例に定めております。

③④宅相区内の廟谷池は平成17年4月1日に国から譲与された法定外公

共物で行政財産であります。本町では、これらの町有財産処分委員会を設置し、法定外公共物の処分の際には、適正な処理を実施しています。里道、水路、池などは普通財産とは異なり、用途が存在しているものを売却することはできません。池などの用途廃止の事務には、水利受益者と水利組合、地元区長の同意が必要となるため、今後、地元宅相区への説明を所有者として町が行っていくことと考えます。売却の際には、条例等に照らし合わせ、公平な売却を考えております。



宅相地内 廟谷池